

日本栄養士会・日本摂食嚥下リハビリテーション学会認定
2026 年度 摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士 更新実施要項

1. 認定更新に必要な申請資格

- (1) 摂食嚥下リハビリテーション学会認定士の資格を有すること。
- (2) 過去 5 年間に摂食嚥下障害を持つ者（児）に関わる栄養管理に通算 3 年以上従事していること。
- (3) 過去 5 年間に摂食嚥下リハビリテーション栄養に関する研究業績及び研修業績等の必要な総単位 50 単位を有すること。（以下、換算表）

区分	内容		単位	備考
研究	論文発表等	筆頭	40	
		共著	10	
	症例報告	筆頭	10	査読付
	学会・研究会発表	筆頭	5	
	依頼原稿・教科書・専門誌への執筆		5	1 冊ごと
研修	更新セミナー		5	必須（1 回以上）
	講師（60 分以上、調理実習講師も含む）		5	必須（1 回以上）

2. 更新申請期間

2026 年 11 月 20 日（金）～2026 年 12 月 15 日（火）

- ・上記の更新申請期間内に、日本栄養士会ホームページのマイページより、オンライン申請を行ってください。

3. オンライン更新申請登録

＜更新申請登録事項＞

個人情報の他、以下の事項を登録していただきます。

- ・資格取得後の研究業績及び研修業績等

項目：著書・論文等の名称／発行または発表年月／発行所または発表雑誌（巻・号数）等の名称／
編者・著者名等

＜アップロードする更新申請書類等＞

以下の書類等を PDF 形式でアップロードしていただきます。指定の様式以外は、スキャンもしくはコピー等の上、ご提出ください。

- (1) 日本摂食嚥下リハビリテーション学会認定士認定証
- (2) 摂食嚥下障害を持つ者（児）に関わる栄養管理に通算 3 年以上従事している証明書（更新申請様式 1）
- (3) 研究業績及び研修業績等を証明する書類
- (4) 摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士更新セミナー修了証明
- (5) 日本栄養士会生涯教育制度の認定管理栄養士認定証（あれば）

<更新料の支払>

22,000 円（税込）

- ・オンライン申請サイトを参照ください。なお、更新料の支払いに係る手数料については、申請者においてご負担願います。
- ・支払方法は、クレジットカード決済のみとなります。

4. 申請書類記入上の注意事項

☐ 摂食嚥下障害を持つ者（児）に関わる栄養管理に通算 3 年以上従事している証明書（更新申請様式 1）

- ・枠内に漏れなく記入し、□欄は該当するものに✓する。
- ・施設長の証明を受けること。公印がない場合は施設長の自署と認印でも可
- ・書き損じた場合は訂正箇所を二重線で消して訂正し、施設長の訂正印を押印する。
- ・2 つ以上の施設に勤務したことを証明する必要がある場合は、用紙を必要部数コピーのうえ、各々記入し、それぞれの施設長の証明を受ける（氏名、公印または自署捺印）。

☐ 研究業績及び研修業績等を証明する書類

- ・研究業績のうち、論文発表や症例報告はコピーを、学会・研究会発表は抄録のコピーを、依頼原稿・教科書・専門誌への執筆はコピーを提出。なお、発表・執筆者、発表・執筆年度、学会名・雑誌名等、記載されている部分のコピーも合わせて提出する。

※コラムや感想等の内容は、依頼原稿・教科書・専門誌への執筆へ含めない。

- ・研修業績のうち、講演会・研修会の講師はプログラムや委嘱状のコピーを提出

☐ 摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士更新セミナー修了証明

- ・更新セミナー修了証または、研修管理サイト [manaable](#) マイページ＞自分の研修会＞研修修了ステータスより更新セミナーの「修了」がわかる箇所を提出する。

☐ 日本栄養士会生涯教育制度の認定管理栄養士認定証（あれば）

- ・日本栄養士会生涯教育制度の認定管理栄養士の 8 つの分野のいずれかの認定資格を有していることが望ましいが、専門管理栄養士資格取得後 10 年以内に認定資格を有することとする。

5. 更新通知

書類審査後、2027 年 3 月に認定証を交付します。

6. 認定期間の延長

認定期間中に次の各号のいずれかの事由に該当し、認定委員会がその事由を妥当であると認めた場合には、認定期間を最大 3 年間延長することができる。

- （1）産前産後休業・育児休業
- （2）長期療養
- （3）介護
- （4）留学・海外勤務
- （5）天災その他やむを得ない事情

※認定期間の延長を希望する者は、認定期間延長申請書（様式 2）を 12 月 15 日（火）までに日本栄養士会事務局へご提出ください。

7. 認定者名簿の公表

摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士の認定者名簿は日本栄養士会ホームページへ掲載します。

8. その他

(1) 審査に関する情報開示

認定にかかる審査委員等については、一切公表しません。

(2) 個人情報保護方針

「公益社団法人日本栄養士会 個人情報の保護に関する基本方針」に準じます。

(3) 各種通知書類送付先

当該更新審査に係り郵送物がある場合には、日本栄養士会マイページに登録の「自宅住所」へ送付します。

(4) その他

既納の更新料はいかなる理由があっても返還いたしません。

9. お問い合わせ・送付先

公益社団法人日本栄養士会 摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士担当
〒105-0004 港区新橋 5-13-5 新橋 MCV ビル 6 階
TEL : 03-5425-6555 E-mail : jda-research@dietitian.or.jp